

利用料金表

① 利用料（基本サービス）※1日あたり

項目	区分	単位数	利用料	利用者負担額
共同生活援助サービス費（Ⅰ） 世話を6：1以上配置 ※大規模住居等減算 入居定員8人以上 95%	区分6	570単位	5,700円	570円
	区分5	433単位	4,330円	433円
	区分4	353単位	3,530円	353円
	区分3	282単位	2,820円	282円
	区分2	179単位	1,790円	179円
	区分1以下	162単位	1,620円	162円
共同生活援助サービス費（Ⅳ） 体験利用 ※大規模住居等減算 入居定員8人以上 95%	区分6	681単位	6,810円	681円
	区分5	541単位	5,410円	541円
	区分4	457単位	4,570円	457円
	区分3	390単位	3,900円	390円
	区分2	276単位	2,760円	276円
	区分1以下	259単位	2,590円	259円

② 利用料（加算）

項目	要件		単位数	利用料	利用者負担額
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な支援を提供できる体制を確保している場合に算定	夜間支援対象利用者 14人 区分4以上	96単位/日	960円/日	96円/日
		夜間支援対象利用者 14人 区分3	80単位/日	800円/日	80円/日
		夜間支援対象利用者 14人 区分2以下	64単位/日	640円/日	64円/日
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な巡回や緊急的な支援等を提供できる体制を確保している場合に算定	夜間支援対象利用者 14人	32単位/日	320円/日	32円/日
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他緊急の事態が生じた時に、利用者の呼出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定		10単位/日	100円/日	10円/日
入院時支援特別加算	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定	入院期間が3～6日	561単位/月	5,610円/月	561円/月
		入院期間が7日以上	1,122単位/月	11,220円/月	1,122円/月
長期入院時支援特別加算	3日以上入院の際、病院又は診療所を概ね週1回以上訪問し、入院中の被服等の準備や利用者の相談支援など日常生活上の支援を行うと共に、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう病院又は診療所と連絡調整を行った場合に3ヶ月を限度に算定	指定共同生活援助事業所	122単位/日	1,220円/日	122円/日

令和6（2024）年6月1日現在

帰宅時支援加算	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定	帰宅期間が3～6日	187単位/月	1,870円/月	187円/月
		帰宅期間が7日以上	374単位/月	3,740円/月	374円/月
長期帰宅時支援加算	3日以上の利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、3ヵ月を限度に算定	指定共同生活援助事業所	40単位/日	400円/日	40円/日
通院支援加算	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合に加算	障害者支援施設	17単位/日	170円/日	17円/日
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの全て及び職場環境等要件を満たす場合に算定	指定共同生活援助事業所			所定単位の14.4%を加算

③サービス利用にかかる実費負担額

項目	金額	備考
家賃	月額 4,000円	男性棟
家賃	月額 8,000円	女性棟
食材料費	1食 約350～370円位	共通（朝食及び夕食を提供します）
光熱水費	その月によって変動（4,000～9,000円）	共通（居室・共有分を含みます）
日用品費	その月によって変動（1,000～5,000円）	共通（トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、リンス、洗剤、お茶等）
共益費	500円前後	共通（町内会費、外灯費、新聞代、電話代等）
日常生活上必要となる諸経費	実費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用 ○日用品 ○保健衛生費 ○教養娯楽費
健康診断等	実費	一般検診・成人病検診・インフルエンザ予防接種等
体験利用費用	1日 1,000円	食費及び光熱水費として

サービス提供に要する上記の費用は自立支援給付等の対象ではありませんので実費をいただきます。